

守口市手話電話設置事業 利用規約

守口市手話電話設置事業（以下、「事業」）は、以下の内容で実施するものとし、事業を利用する人は、本利用規約に承諾し同意したものとします。

1. 利用対象者

事業を利用できる人は、以下のすべてに該当する人です。

- ・守口市内に居住している。
- ・聴覚障がい等があり、手話によるコミュニケーションが必要。

2. 事業の概要

守口市役所職員専用のタブレットと、利用対象者が所有するスマートフォン・タブレットで、LINEのビデオ通話機能を用いて、手話で通話をする（以下、「手話電話」）により、主に市役所業務等に関する質問・相談等を受け付けます。

3. 事業の利用方法

(1) 利用可能時間

開庁日（土日祝日及び年末年始を除く）の午前9時から午後5時30分まで

(2) 事業の従事者

手話電話は、主に手話ができる職員が対応します。

※手話ができる職員が不在もしくは窓口対応等により、すぐに手話電話の対応ができないことがあります。

(3) 利用の流れ

- ① 「守口市障がい福祉課（手話専用）」アカウントに対して、利用対象者から手話電話を希望するとメッセージを送ってください。
- ② 「守口市障がい福祉課（手話専用）」アカウントから「通話リクエスト」を送信します。
- ③ 「通話リクエスト」の「電話をかける」、「通話を開始」を選択してください。
- ④ 「マイクをオフ」にし、「ビデオ通話を開始」していただくと、手話ができる職員と手話電話ができます。
- ⑤ 会話が終わりましたら、通話を終了してください。

4. 利用登録

事業を利用しようとする人は、事前に利用申請をし、登録をする必要があります。

5. 利用料

利用料は無料です。但し、利用対象者が手話電話をする際に必要なスマートフォン・タブレットの通信料は、自己負担となります。

6. 利用するソフトウェア

利用するソフトウェアは、LINEアプリとし、利用対象者はそれが利用できる環境を自ら整備してください。

なお、スマートフォン・タブレットの貸し出しは、原則行いません。

7. 事業の利用条件

次に掲げる場合は、事業を利用できないものとします。

- ① 長時間（20分以上）や多頻度（1日に4回以上、等）の利用。
- ② 公序良俗に反する内容や違法性が高い内容と守口市が認めた場合。
- ③ 手話通訳リレーサービスとしての利用。
- ④ 手話電話をせず、メッセージだけの質問・相談。

※利用状況によっては、利用登録の取り消しをする場合があります。

8. その他

- ・他の人が利用中の場合は利用できません。
- ・利用対象者の通信環境に依存するため、通信環境がよくない場合は、事業を利用できないことがあります。
- ・事業を利用することにより、スマートフォン・タブレットの通信料が大幅に増えた場合であっても、市は責任を負いません。
- ・自然災害等何らかの事情により事業の実施ができない場合でも、市は責任を負いません。